

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です)

この書面をよくお読みください。

登録番号：近畿財務局長（金商）第63号

加入金融商品取引業協会：社団法人日本証券投資顧問業協会

株式会社 エフピーアイ

住所 本社 〒541-0041

大阪府大阪市中央区 北浜 2-6-6 クリスタルタワー6階

TEL: (代表) 06-4706-7778 FAX: (代表) 06-4706-7016

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です)

この書面をよくお読みください。

商号 株式会社 エフビーアイ

住所 本社 〒541-0041

大阪府大阪市中央区 北浜 2-6-6 クリスタルタワー6階

TEL: (代表) 06-4706-7778 FAX: (代表) 06-4706-7016

金融商品取引業者 当社は、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：近畿財務局長（金商）第63号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、全てお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

投資顧問契約による報酬

1. 助言対象有価証券

金融商品取引法第2条に規定される有価証券（FXを含む）とする。
（以下有価証券とする）

2. 助言の内容及び方法

◇ インターネット会員に対して、会員専用ページで相場動向及び

当社が推奨する個別銘柄や指数及び為替相場等、有価証券の情報を提供する。尚、ホームページの更新は日々行う。

◇ 成功報酬会員に対して、会員専用ページの閲覧の他、経済動向や為替市況全般に対するコメント及び当社が推奨する個別銘柄を中心に、株価価値の分析やチャート分析による今後の有価証券など動向予測について、電話及び面談、電子媒体等の方法により随時、売買の助言及び指導を行い、会員の手持ち銘柄の相談に応じる。

◇ レポート・FAX・動画・音声などを利用した助言

3. 報酬体系

項目	1ヶ月契約	6ヶ月契約	1ヵ年契約
インターネット会員	10500 円	63000 円	105000 円
成功報酬会員	52500 円	315000 円	525000 円
		継続契約 283500 円	継続契約 472500 円
	成功報酬 20%+消費税（法人契約は個別対応）		
レポート FAX・ 動画・音声等を利用した助言	内容については契約者との個別の取り決めによる。		

成功報酬の算出根拠

◇ 当社からの助言による指導をした有価証券の売買差益から売買手数料・源泉所得税・消費税等の諸経費を差し引いた純利益に料 20%（個人）を乗じた金額（消費税別）とし、計算の結果 1000 円未満は切り捨て、1 銘柄ごとに精算する。

損金発生の場合は、次回以降の純利益と相殺する。

◇ 当社の助言に基づき買い付けた有価証券について、当社が反対

売買の助言をしたにも関わらず、会員の意思で助言に従わなかった場合、当該助言を行った日の翌日の寄付値にて差益計算する。

- ◇ 契約期間満期日又は、中途解約日に当社の助言銘柄の手持ちがある場合については、契約期間満期日又は、中途解約日の寄付値で評価し精算する。

売買確認方法

- ◇ 原則として売買報告書の写しを送付もしくはファックス及びメールにて送付して頂きますが、送付がない場合は電話にて両者が確認する。

4. 報酬の支払時期

会費は契約時に、成功報酬については契約時に定めた方法にて徴収する。但し、成功報酬は1年に一回以上徴収する。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次の通りです。

① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来たし、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますの

で、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用取引

信用取引、有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

④ 外国為替証拠金取引（FX取引）のリスク

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

相場状況の急変により、ビッド価格とアスク価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。
 - 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
 - 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。
 - 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会社の概要

1. 資本金 3250 万円

2. 役員の氏名

代表取締役	藤ノ井俊樹
取締役	本田 政規
取締役	君塚 聡子

監査役 瀧本 健次

3. 主要株主

本田政規、藤ノ井俊樹、川岸 嘉矢、瀧本 健次、(株)アットブレインズ

4. 分析者/投資判断者

藤ノ井俊樹・君塚聡子・窪田勲

5. 助言者

藤ノ井俊樹・君塚聡子・窪田勲

6. 当社への連絡方法

電話番号 本店：06-4706-7778

メールアドレス：info@fpeye.co.jp

7. 公衆の縦覧

当社は、社団法人日本証券投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

管轄の財務（支）局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

お振込み先

銀行名 りそな銀行 北浜支店
口座番号 普通 5 1 3 5 7 3 8
口座名義 株式会社 エフピーアイ

銀行名 ジャパンネット銀行 本店営業部
口座番号 普通 8 2 0 8 0 4 6
口座名義 株式会社 エフピーアイ

8. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

①お客様からの苦情等の受付

②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

③ 解決案のご提示・解決

- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

9. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

10. 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、セミナーの開催・講師派遣・出版・執筆、広告・宣伝などの受諾・斡旋などを行っています。

11.反社会的勢力の排除に関する基本方針

当社は理由の如何を問わず、暴力団、暴力団関係者、総会屋等の反社会的勢力と一切の関係を断絶します。不当要求等があった場合には、組織一体となって対応し、警察当局等と連携のうえあらゆる手段により対処していきます。

12.反社会的勢力でないことの確約

顧客（法人の場合には、その役員を含みます）は、以下の①及び②をそれぞれ確約します。

①現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないものとする。

②自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為などを行わないものとする。